

## 四日市市告示第122号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条1項及び第5項の規定による発注の見通しに関する事項の公表並びに令第7条第1項から第3項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表を公衆の閲覧に供することにより行うこととしたので、令第5条第3項（令第6条及び第7条第5項において準用する場合も含む。）の規定に基づき、当該閲覧に供する方法を次のとおり告示する。

発注予定の建設工事に関する事項の公表方法について（平成25年3月27日四日市市告示第109号）は、廃止する。

平成31年 3月19日

四日市市長 森 智 広

### 1 閲覧の方法

令第5条第1項及び第5項並びに令第7条第1項から第3項に規定する事項の公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

### 2 閲覧の場所

閲覧の場所は、次のとおりとする。

#### (1) 閲覧所

調達契約課閲覧室

#### (2) インターネット

四日市市入札情報ホームページ

### 3 閲覧所の閲覧時間

閲覧所の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

### 4 閲覧所の定休日

閲覧所の定休日は、四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（総務部調達契約課）